

旅客運賃の計算方法及び適用方法

静岡鉄道株式会社

平成 9 年 04 月 1 日改定
平成 9 年 12 月 1 日改定
平成 11 年 05 月 20 日改定
平成 12 年 12 月 11 日改定
平成 14 年 10 月 1 日改定
平成 15 年 04 月 1 日改定
平成 16 年 04 月 1 日改定
平成 17 年 07 月 1 日改定
平成 18 年 06 月 16 日改定
平成 18 年 10 月 28 日改定
平成 19 年 09 月 1 日改定
平成 26 年 03 月 1 日改定
平成 26 年 04 月 1 日改定
平成 28 年 11 月 16 日改定
令和 1 年 10 月 1 日改定
令和 4 年 8 月 1 日改定
令和 5 年 4 月 1 日改定

第 1 . 旅客運賃の種類

1 . 旅客運賃の種類は次のとおりとする。

(1) 普通旅客運賃 鉄道普通旅客運賃、往復普通旅客運賃

(2) 定期旅客運賃

イ 通勤定期旅客運賃

ロ 通学定期旅客運賃

ハ 鉄道バス連絡定期旅客運賃 (通勤・通学)

(3) 団体旅客運賃

(4) 特殊割引旅客運賃

2 . 小児旅客運賃

小児旅客運賃は普通旅客運賃及び定期旅客運賃とする。

第 2 . 旅客運賃の適用方法

1 . 乗車券の種類

(1) 乗車券の種類は、次のとおりとする。

イ 普通乗車券

ロ 定期乗車券

(イ) 通勤定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

(ロ) 通学定期乗車券 (1 箇月、3 箇月、6 箇月、学生特割)

(ハ) 鉄道バス連絡定期乗車券 通勤・通学 (1 箇月、3 箇月、6 箇月)

ハ 団体乗車券

ニ 特殊割引乗車券

ホ 非接触型 I C カード乗車券（普通乗車券、定期乗車券）

（2）小児乗車券は、普通乗車券及び定期乗車券とする。

2. 旅客の年齢

（1）大人・小人・幼児及び乳児の別

イ 大人 12才以上の者

ロ 小児 6才以上12才未満の者

ハ 幼児 1才以上6才未満の者

ニ 乳児 1才未満の者

（2）大人を小人とみなして取扱う場合

イ 乗車券の通用期間中に、その使用旅客の年齢が12才に達した場合でも、その期間中は小児とみなして取扱う。

ロ 小学児童によって構成された団体旅客中に、12才以上の児童がある場合は、その児童は小児とみなして取扱う。

（3）幼児を小児とみなして取扱う場合

イ 幼児が単独で旅行するとき。

ロ 幼児が乗車券を所持する6才以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人をこえて随伴されて旅行するとき2人をこえた者だけを小児とみなす。

ハ 幼児が団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3. 発売条件

（1）普通乗車券の発売条件

旅客が旅客車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券往復乗車券を発売する。

イ 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車する場合に発売する。

ロ 往復乗車券

往路又は復路とも、片道乗車券を発売できる区間、経路を同じくして、往復1回乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券の発売条件

イ 通勤定期乗車券

一定区間及び経路を同じくして乗車する旅客が定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合に発売する。

ロ 通学定期乗車券

指定学校の学生・生徒・児童又は幼児が通学のため、区間及び経路を同じくして順路によって乗車する場合で、かつ、指定学校が必要事項を記入して発行した通学証明書及び定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したとき、旅客の居住地もよりの駅と、在籍指定学校もより駅との相互間について発売する。

(注) 指定学校とは、学校教育法第1条の規定による小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園。
・前項以外の学校で、会社が指定したもの。

ハ 鉄道バス連絡定期乗車券

鉄道とせずつつジャストライン(株)一般乗合自動車路線が接続する指定した連絡駅で、鉄道・乗合自動車・各々の機関の定期乗車券発売条件に該当する定期旅客が常に鉄道線と乗合自動車線を乗り継いで乗車する場合で、連絡定期乗車券請求の申し込みをしたとき発売する。

(注) 鉄道・乗合自動車連絡定期乗車券は、通勤定期・通学定期共、鉄道線と自動車線の連帯乗車券とする。

(3) 団体乗車券の発売条件

区間及び経路並びに目的を同じくして、25人以上の旅客が団体旅客運送申込書に必要事項を記入して提出した場合で会社が運送の引受をしたものに対して団体乗車券を発売する。

但し、へき地教育振興法(昭和29年法律第143号)第2条の規定するへき地の小・中学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が25人以下であっても学生団体として取扱うものとする。

イ 学生団体

指定学校の学生・生徒・児童・幼児、児童福祉法第39条に規定する保育所の児童、児童福祉法第6条の3第2項の規定による放課後児童健全育成事業の生徒または児童及び都道府県教育委員会が実施する青年学級のうち、都道府県教育委員会が証明したものの学級生徒とその付添人。当該学校・保

育所若しくは青年学級の教職員（嘱託している医師及び看護士を含む。以下同じ）又はこれと同行する旅行斡旋人とによって構成された団体で、その学校・保育所または青年学級の教職員が引率するもの。

ただし、付添人は大人とし、団体を構成する旅客次に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

（イ）幼稚園及び保育所の幼児又は小学校3学年以下の児童であるとき。

（ロ）不具又は虚弱のため会社において付添人を必要と認めるとき。

ロ 普通団体

学生団体以外によって構成された団体旅客で責任のある代表者が引率するもの

（４）特殊割引乗車券の発売条件

イ 被救護者割引

（イ）被救護者本人

鉄道の指定した施設から、救護又は保護を受ける者が旅行する場合で、所定の割引証を差し出したときに適用する。

（ロ）被救護者の付添人

被救護者が老・幼・不具のため、又は逃亡のおそれのあるため、付添人を必要と認めたときは、その付添人に対しても普通旅客運賃の割引をする。前項の場合被救護者が往路用の片道乗車券を請求するときであっても、付添人に対しては往復乗車券を発売することができる。

ロ 身体障害者割引

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者及びその介護人が所定の割引証又は身体障害者手帳を差し出したときに適用する。

身体障害者（介護付）がその介護者と乗車区間及び通用期間を同一にして乗車する場合で、所定の割引証又は身体障害者手帳を差し出したときは、身体障害者本人及び介護者に対して、普通乗車券、定期乗車券の旅客運賃割引をする。身体障害者手帳の交付を受けている身体障害者が単独で乗車する場合、証又は身体障害者手帳を差し出したときに適用する。

但し、小児定期乗車券については割引の取扱いをしない。また、介護者に対して発行する定期乗車券については通勤定期乗車券に限るものとする。

ハ 知的障害者割引

療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている知的障害者及びその介護人が療育手帳を呈示したときに適用する。知的障害者（介護付）がその介護者と乗車区間及び通用期間を同一にして乗車する場合で、所定の割引証又は知的障害者療育手帳を差し出したときは、知的障害者本人及び介護者に対して、普通乗車券、定期乗車券の旅客運賃割引をする。

知的障害者療育手帳の交付を受けている知的障害者が単独で乗車する場合、所定の割引証又は療育手帳を差し出したときに適用する。

但し、小児定期乗車券については割引の取扱いをしない。また、介護者に対して発行する定期乗車券については通勤定期乗車券に限るものとする。

ニ 精神障害者割引

精神保健及び精神障害福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けている精神障害者及びその介護人が精神障害者福祉手帳を呈示したときに適用する。障害等級1級の者がその介護者と乗車区間及び通用期間を同一にして乗車する場合で、所定の割引証又は精神障害者福祉手帳を差し出したときは、精神障害者本人及び介護者に対して、普通乗車券、定期乗車券の旅客運賃割引をする。

精神障害者福祉手帳の交付を受けている精神障害者が単独で乗車する場合、所定の割引証又は精神障害者福祉手帳を差し出したときに適用する。

但し、小児定期乗車券については割引の取扱いをしない。また、介護者に対して発行する定期乗車券については通勤定期乗車券に限るものとする。

ホ 戦没者遺族割引

護国神社の合祀された戦没者1人について2人の遺族が護国神社に参拝するため、往復する場合で所定の割引証を差し出したときに適用する。

(5) 非接触型ICカード乗車券の発売条件

イ 非接触型ICカード乗車券（以下、ICカードという）は原則として個人所有とする。発行は、必要事項を記入して個人データを記録することに同意のうえ発行する。

ロ ICカードの属性と発売条件は次のとおりとする。

属性	券種	発売条件
大人	一般	・ 12歳以上の方
	学生	・ 12才以上の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 指定学校の学生であること ・ 一年毎の更新手続きが必要
小児	一般	・ 6歳以上12歳未満の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 一年毎の更新手続きが必要
	学生	・ 6歳以上12歳未満の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 指定学校の学生であること ・ 一年毎の更新手続きが必要
特割 大人	一般	・ 障害者手帳を交付されている12才以上の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 一年毎の更新手続きが必要
	学生	・ 障害者手帳を交付されている12才以上の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 指定学校の学生であること ・ 一年毎の更新手続きが必要
特割 小児	一般	・ 障害者手帳を交付されている6歳以上12歳未満の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 一年毎の更新手続きが必要
	学生	・ 障害者手帳を交付されている6歳以上12歳未満の方 ・ 公的証明書の提示 ・ 指定学校の学生であること ・ 一年毎の更新手続きが必要

(注) 指定学校とは、学校教育法第1条の規定による小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園。

ハ ICカードの種類は次のとおりとする。

- ・ 当社発行 ICカード「L u L u C a」
- ・ (株)スルッとKANSAI発行 ICカード「P i T a P a」
- ・ (株)スルッとKANSAIと大阪市健康福祉課発行 ICカード
「敬老優待乗車証」
- ・ (株)スルッとKANSAIと相互利用契約を有する ICカード

4. 乗車券の通用期間

(1) 普通乗車券の通用期間

イ 片道乗車券及び往復乗車券とも通用期間を指定した場合のほか、発売当日限りとする。

ロ 通用期間の起算日と初日の時間

通用期間の初日は、時間の長短にかかわらず1日として計算し、且つ、通用期間を指定して発売したもののほか、乗車券を発売した当日から起算する。

(2) 定期乗車券の通用期間

定期乗車券の通用期間は、券面表示期間のとおりとする。

(3) 団体乗車券の通用期間

団体乗車券の通用期間は、その都度定める。

(4) 特殊割引乗車券の通用期間

特殊割引乗車券の通用期間は、その都度定める。

(5) 非接触型 ICカード乗車券の通用期間

イ クレジット機能付き ICカードの場合 5年

ロ その他の ICカードで、交通機能を10年間使用しなかった場合、失効する。

5. 途中下車

(1) 普通乗車券の途中下車

片道乗車券及び往復乗車券とも途中下車の取扱いをしない。途中下車した場合の乗車券は前途無効とする。

(2) 定期乗車券の途中下車

定期乗車券の途中下車及び途中乗車は制限しない。

乗車制限・・・・・・・・なし

乗車回数・・・・・・・・制限しない

(3) 団体乗車券の途中下車

団体乗車券の途中下車は、その都度定める。

(4) 特殊割引乗車券の途中下車

特殊割引乗車券の途中下車はその都度定める。

第3. 旅客運賃の計算方法

1. キロ程の計算方（キロ程のは数計算）

(1) 旅客運賃を計算する場合のキロ程は、発着区間の営業キロ程による。

(2) 1キロメートル未満のは数は、これを1キロメートルに切り上げる。

2. 運賃のは数計算

運賃計上、10円未満のは数が生じたときは、これを10円単位に切り上げる（以下このは数計算方法を「は数計算」という）。

3. 普通旅客運賃計算方

(対キロ区間制)

2キロまで	160円
2キロを越え4キロまで	170円
4キロを越え5キロまで	190円
5キロを越え6キロまで	220円
6キロを越え7キロまで	240円

7キロを越え10キロまでの部分

1キロまでを増すごとに30円加算

10キロを越え11キロまで 350円とした額とする。

(1) 小児の旅客運賃計算方

小児の旅客運賃は普通旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

(2) 幼児及び乳児の旅客運賃計算方

幼児及び乳児の旅客運賃は、これを小児とみなして取扱う場合を除き、無賃とする。

(3) 往復普通旅客運賃計算方

片道普通旅客運賃の2倍とする。

4. 定期旅客運賃計算方

(表定制)

(1) 1か月定期旅客運賃

(ア) 通勤定期旅客運賃

2キロまで	5,760円
2キロを越え 4キロまで	6,120円
4キロを越え 5キロまで	7,980円
5キロを越え 6キロまで	9,240円
6キロを越え 7キロまで	10,080円
7キロを越え 8キロまで	11,340円
8キロを越え 9キロまで	12,600円
9キロを越え 10キロまで	13,860円
10キロを越え 11キロまで	14,700円

(イ) 通学定期旅客運賃

2キロまで	
2キロを越え 3キロまで	2,660円
3キロを越え 4キロまで	2,720円
4キロを越え 5キロまで	3,600円
5キロを越え 6キロまで	4,350円
6キロを越え 7キロまで	5,580円
7キロを越え 8キロまで	6,520円
8キロを越え 9キロまで	7,460円
9キロを越え 10キロまで	8,070円
10キロを越え 11キロまで	8,500円

(2) 特定定期旅客運賃

新静岡～草薙間については(1)にかかわらず

(ア) 通勤定期旅客運賃 9,660円

(イ) 通学定期旅客運賃 5,340円

(3) 小児の定期旅客運賃の計算方

小児の定期旅客運賃は、定期旅客運賃を折半し、は数計算した額とする。

(4) 3箇月定期旅客運賃

1箇月定期旅客運賃を3倍し、これを5パーセント割引しては数計算した額とする。

(5) 6箇月定期旅客運賃

1箇月定期旅客運賃を6倍し、これを10パーセント割引しては数計算した額とする。

(6) 学生特割定期旅客運賃

(ア) 1学期及び2学期

通用期間に3カ月通学定期旅客運賃を乗じ、90日で除して、は数計算した額(加算)とする。

(イ) 学期ごとの通用期間

静岡県教育委員会が定める中高等学校及び私立学校等の学期毎の始業日から終業日までの通用期間とする。

(7) 鉄道バス連絡定期旅客運賃

通勤定期・通学定期共、所定定期旅客運賃を5パーセント割引しては数計算をした額とする。

5. 団体旅客運賃計算方

(1) 大人の場合

全行程に対する1人当たり普通旅客運賃から次の割引率により計算された割引額を控除した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じて、は数計算した額とする。

割引率

種別	人員	25人以上 99人まで	100人以上 299人まで	300人以上
学生団体		20パーセント	30パーセント	40パーセント
普通団体		10パーセント	20パーセント	30パーセント

(2) 小児の場合

全行程に対する1人当たり小児旅客運賃から次の割引率により計算された割引率を控除した額に団体旅客運賃の収受人員を乗じて、は数計算した額とする。

(3) 大人・小児混合の場合

大人と小児が混合する場合の団体旅客運賃は(1)及び(2)によって大人・小児各別に算出した額を合計した額とする。

(4) 無賃扱運賃

団体旅客の構成人員が51人以上100人までのときは、うち1人を、101人以上は50人を増すごとに1人を加えて、最高6人まで無賃扱いとする。

(5) 団体旅客の責任人員

団体旅客の輸送について臨時列車の設定又は客車の増結等の特別の手配を必要とするときは、その団体旅客の申込人員の8割に相当する人員を責任人員とし、実際乗車人員に満たない場合であっても責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として引受を行う。

6. 特殊割引旅客運賃計算方

特殊割引旅客運賃計算は、所定の普通旅客運賃又は所定の定期旅客運賃から次の割引率により計算された割引額を控除した額をは数計算した額とする。

ただし、往復普通旅客割引運賃は、片道普通旅客運賃を2倍した額とする。

割引率

(1) 被救護者割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・50パーセント

(2) 身体障害者割引

身体障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・50パーセント

介護人付身体障害者の介護人・・・・・・・・・・50パーセント

ただし、小児定期旅客運賃は割引しない。介護者に対する通学期乗車券は発行しない。

(3) 知的障害者割引

知的障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・50パーセント

介護人付知的障害者の介護人・・・・・・・・・・50パーセント

ただし、小児定期旅客運賃は割引しない。介護者に対する通学期乗車券は発行しない。

(4) 精神障害者割引

精神障害者・・・・・・・・・・・・・・・・・・50パーセント

障害者等級1級の介護人・・・・・・・・・・50パーセント

ただし、小児定期旅客運賃は割引しない。介護者に対する通学期乗車券は発行しない。

(5) 戦没者遺族割引・・・・・・・・・・・・・・・・・・50パーセント

7. 非接触型 I C カード乗車券運賃計算方

(1) 株式会社スルッとKANSAI 発行 I C カード

(ア) ポストペイ方式 (運賃後払い式)

< 運賃計算期間 >

月初めから月末までの 1 箇月間とし、毎月末日に締め切るものとする。ただし、運賃計算期間内の使用であっても、通信障害等やむを得ない事情により次月の運賃計算期間に繰り返す場合もある。(運賃計算における 1 日とは、当日の午前 3 時から翌月の午前 3 時までとする。)

< ポストペイ運賃 >

当社線で適用されるポストペイ運賃は割引きは実施しない。種類は、大人・小児とする。

(イ) プリペイド方式

割引きは実施しない。

(2) ㈱スルッとKANSAI が相互利用契約を有する I C カード

プリペイド方式で、運賃の割引きは実施しない。

運輸に関する料金

(1) 普通乗車券

- イ 再徴した乗車券の払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚につき160円
- ロ 旅行開始前の乗車券払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚につき160円
- ハ 旅行中止による乗車券払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚につき160円

(2) 団体乗車券

- イ 旅行開始前の払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚につき160円
- ロ 人員減少による払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚につき160円
- ハ 紛失再発行手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1枚につき160円

(3) 定期乗車券

- イ 種別変更手数料（追徴の場合、払い戻しの場合）・・・・・・ 1件につき530円
- ロ 区間変更手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき530円
- ハ 使用開始前払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき530円
- ニ 使用開始後払い戻し手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき530円

(4) 非接触型ICカード乗車券

- イ デポジット・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき500円
- ロ 払い戻し手数料
 - 当社ICカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき210円
 - 当社IC定期乗車券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき530円
 - (株)スルッとKANSAI発行ICカード・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき550円
- ハ 再発行（旅客の責または故意等により破損した場合）
 - 当社ICカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき530円
 - (株)スルッとKANSAI発行ICカード・・・・・・・・・・・・・・ 1件につき1,100円

(5) その他の料金

- イ 入場券・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1回につき大人160円
- ロ 手回り品持込料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1個につき160円
- ハ IC定期乗車券内容控再発行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1回につき210円